

消防局職員の処分について

1 被処分者及び処分内容

職員名	所属	階級	処分日	処分内容
職員A	北消防署 園田分署	消防司令	R4. 11. 22	戒告
職員B		消防司令補		注意 (訓戒等の措置に関する要綱に基づく)
職員C		消防司令長		嚴重注意 (訓戒等の措置に関する要綱に基づく)

2 処分の概要

下記救急事案で救急搬送の必要がある傷病者を不搬送とし、救急搬送義務に違反したものを。

3 処分日

令和4年11月22日(火)

4 当該救急事案

(1) 事案発生日

令和4年2月6日(日)

(2) 傷病者(年代及び性別)

50代 男性

(3) 事案の概要

令和4年2月6日(日)午前4時37分に覚知した救急事案であり、傷病者の関係者から「傷病者が体の痺れがある」との119番通報により救急出動したものです。

救急隊が観察をした結果、血圧は高値であったが、脳卒中にかかる確認事項に異常は認められず、また血中酸素濃度や呼吸も正常であったため、高血圧により過呼吸症候群を誘発したものと判断し、症状も落ち着いていることから、しばらく自宅で様子を見るようにし、何かあれば救急車を呼んでくださいと伝え、不搬送とし現場引揚しました。その後、傷病者の症状が悪化し、家族と関係者で市内医療機関を受診したところ、脳内出血と診断され入院していると関係者から陳情がありました。

以後、傷病者等への謝罪、再発防止にかかる取組を実施するとともに、関係職員の処分を行ったものです。

以 上